

発行所
麻生町四番地
麻生町役場
発行人
高野勝
印刷所
麻生印刷所

町長事務部局は十名減

職員定数條例改正さる

人口四〇〇〇人に一人の職員

六月二十六日午前十時麻生町役場会議室に麻生町議會議六月定例会が招集され、左記の議案が提案、審議可決された内容は次の通りである。

一、麻生町職員定数條例中一部改正條例

本案は町村合併以来役場職員を町村規模適正人員とすべく研究されてきたが、既に町報掲載のとおり勇退者がありまた国民健康保険全町実施に伴う職員の勤務替え等あつて改正されることとなつたものである。

町長事務部局職員

吏員 六一人を五二人

その他の職員十一人を十

計七二人が六二人に改正、かくて人口四〇〇〇人當り職員の適正人員となつた。

教育委員事務部局の職員

計七人を五人に改正

教育委員に属する學校職員

雇傭人十四人であつたものを

幼稚園教諭三人

雇傭人 十二人に改正

昭和三十一年度幼稚園が新設され既に開園教諭三名によつて授業が行われていたもので今回條例に定められた。

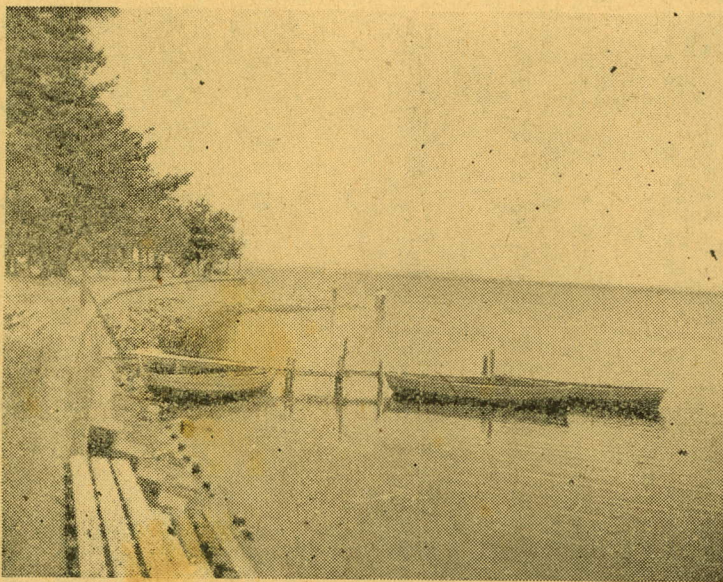
国民健康保険の事務部局技

術吏員三人を六人

事務吏員二人を十二人

6月末日人口

	男	女	計	世帯数
麻生地區	2,976人	3,137人	6,113人	1,117
太田地區	1,212	1,218	2,430	389
大和地區	2,784	3,033	5,817	913
行方地區	1,432	1,512	2,944	506
小高地區	1,976	2,067	4,043	690
計	10,380	10,967	21,347	3,615



(寫眞は天王崎淡水浴場)

天王崎水泳場は白砂青松緑き風光明媚で淡水浴場として古から湖中第一の定評があつた。町では昨年から施設の改善を圖りこの程、休憩場、更衣場等全く完備しキャンプも可能で夏の行樂地として最適地である。七月二十一日川びらきをして観望準備に萬全を期す。

今月の税

今月は固定資産税第二期の納期に當ります。納期は七月三十一日までです。令書が届いたら納税組合を通じて期限迄に完納して下さい。皆さんの理解と協力により納税者の立場も考慮されて納税が定められて居ります。これを滞ると次々と累積されて益々容易でなくなりまゝです。その都度、無理をしても完納して戴く様お願いいたします。

雇傭人 一人を二人
計 六人を二十人に改正

正 (原案可決)

二、昭和三十一年度麻生町才入追加更正豫算

本案は定員改正に伴う勇退者の職員給の更正と退職金の追加、外議會費、消防費、土木費、教育費、保健衛生費等必要費の追加及び諸支出金に於て、國保特別會計への繰出金の追加が行われ、追加額合計一九五三、四〇〇圓となつた。従つて才出合計六〇、五八六、二〇〇圓となる。追加

財源は才入に於て地方交付税で四五三、四〇〇圓、町債で職員退職金一五〇萬圓が見込まれた。(原案可決)

三、麻生町事務分掌條例一部改正條例

本案は国民健康保険課新設に伴う改正である。(原案可決)

参議院選挙おわる

やつこ半數が投票

當初から低調だと云われた参議院選挙は全く豫想通りで、選管の必至の棄権防止運動も効を奏せず、選挙人の出足は極めてよく各投票所とも空あきであつた。投票率は麻生町平均五〇、八%で、からうじて有権者の半數が投票し、麻生第四投票所の七五%が最高で、大和第一

正の措置をとる。

○賣春の定義

國會で成立したが、この法律は金錢によつて肉體を賣つたり買つたりするいわゆる「賣春」ということを社會から一掃するとともに轉落のおそれ禁止されること

賣春防止法

ある婦女の保護更生を圖るといふ画期的な法律である。

○法の目的

賣春を助長する行為等を處罰するとともに、賣春のおそれのある女子に對する保護更生の措置をとる。



たばこは町内で買ひましょう

一投票所は三八%の低率で最低である。

開票の結果は次のとおりである。

候補者(全區)	得票数
岸田 秀雄	5,954
清野 隆雄	483
河野 隆雄	5,471

候補者(全區)	得票数
徳川 宗政	1,154
徳川 宗一	1,918
徳川 宗三	1,065
徳川 宗四	1,621

建築物の届出

建てるこきは必ず着工届を

●着工届の現況
建築基準法に基く着工届については、昨年八月十五日付本紙で詳しくお知らせしたから届出の重要性はよく御承知のことと思われるが、その後の届出状況を見ると、月二、三件ほど少ない届しかなく、毎月建物の約十分の一と云うまことに遺憾に堪えない状況なのでこの点建築主及び大工さん方に再考を願ひたい。

●着工届の重要性
この届出の重要なことは、例

手方となるように勧誘した者

賣春の周旋をした者

人を欺き困惑させて賣春させた者
情を知つて賣春を行う場所を提供した者
自己の占有もしくは管理する場所または自己の指定する場所に人を居住させて賣春をさせることを業とした者など十年以下の懲役又は三十萬圓以下の罰金となつてゐる。

何人も賣春をし、またはその相手方となつてはいけないうる。これについて刑事處分は次のようになつてゐるが、その執行は、昭和三十三年からである。すなわち人を賣春の相手方となる女子に對する保護更生の措置をとる。

何人も賣春をし、またはその相手方となつてはいけないうる。これについて刑事處分は次のようになつてゐるが、その執行は、昭和三十三年からである。すなわち人を賣春の相手方となる女子に對する保護更生の措置をとる。

何人も賣春をし、またはその相手方となつてはいけないうる。これについて刑事處分は次のようになつてゐるが、その執行は、昭和三十三年からである。すなわち人を賣春の相手方となる女子に對する保護更生の措置をとる。

る施策の運営が延いては一般の建築資材等の需給関係に影響を及ぼすとするならば單に面倒だから一言を以つて届出を等閑に付し、勝手傍觀の態度は誠に改めねばならない

●着工届出の義務
以上の他にも民生に幾多の繋を持つ建築の着工届の重要性に鑑み國は建築基準法を昭和二十五年五月に公布し同法第十五條第一項に「工事施工者が建築物の建築の工事に着手しようとする場合は建築物の除却の工事を施工する者が建築物を除却した場合においては、これらの者はその者を都道府縣知事に届け出なければならない。但し當該建築物又は當該工事に係る部分の延べ面積が十平方メートル(約三坪)以内である場合においてはこの限りでない」と謳つており、又同法第百條ノ一(罰則)に「第十五條第一項の規定による届出をせず又は虚偽の届出をした者(一萬圓以下の罰金に處する)」と夫々規定され、その届出を義務付けた事も又當然のことである。

●建築着工届は建築主と工事施工者
着工届は家屋の構造、用途の如何にかかわらず建築しようとする者が提出せねばならない義務があり、原則的に届人は工事施工者となつてゐるから工事請負人又は工事に携する大工職と解されてお

この者が建築主と協議し連署の形で届書を役場へ提出することになつてゐるから、假に未届で建築済の向、或は目下建築中又は建築準備中の向は必ず着工届の提出がないと後日種々の面で面倒が起り却つて手数の掛かる結果が豫想されるから當然やらねばならぬ義務は必ず誤りないようお互に注意し事前に届出を済ますことが肝要である。

●着工届と税金関係
関するに極く一部にはこれ等着工届と税金等とに結び付きがあるが、流布されてゐる向もあるが、かかる浮説は何等の根拠もない單なる誤解に基くもので、かかる事実は毛頭なく全くの杞憂であることとを改めて附言する。

何人も賣春をし、またはその相手方となつてはいけないうる。これについて刑事處分は次のようになつてゐるが、その執行は、昭和三十三年からである。すなわち人を賣春の相手方となる女子に對する保護更生の措置をとる。

左減税が行われ平均一、四〇
の圖である。

本年度の土地家屋調査士
 験は試験期日及び場所
 期日 昭和三十一年八月
 一日 九日午前九時より一
 場所 水戸地方法律局の
 二、受験資格 年令性別の
 何を問はず何人でも資格
 ある。受付は右法務局總
 課 期間 二十三日まで
 七月二十三日まで